

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会

（第2回 作業部会）

議事次第

日時 平成19年11月21日（水）
15時～17時
場所 ホテルはあといん乃木坂
「フルール」

1 開会

2 意見交換

- ・ 健康保険組合連合会
- ・ 全国中小企業団体中央会
- ・ 地方職員共済組合
- ・ 日本商工会議所
- ・ 日本生活協同組合連合会

3 閉会

(配布資料)

- 資料 1 「主な論点の整理のまとめ」
- 資料 2 「社会保障カード（仮称）導入により目指す効果の例」
- 資料 3 「出席団体提出資料」

主な論点の整理のまとめ

【検討の方向】

- 利用者の利便性を高めるため、年金・医療・介護分野での活用を検討しつつ、他の社会保障分野における将来的な用途拡大(対象制度、閲覧可能情報等の拡大)を妨げない。
保険者やサービス提供者等の事務効率化にも資する仕組み
- 導入のメリットをわかりやすく示していく
- プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消
セキュリティ対策についても具体的に示していく
- 費用対効果に優れた仕組み

1 対象分野

- ・ 社会保障カード(仮称)の対象分野をどうするか。まずは、年金、医療、介護分野でスタートすることとするか。

- ・ 一人一枚
- ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割
- ・ 希望する者が社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンで年金記録、レセプト情報、特定健診情報等を閲覧

- ・ 他の社会保障制度への活用に支障が生じることがないようにすべきではないか(資格証等としての活用や電子的に閲覧が可能な情報の拡大)。

2 カードの要件等

- ・ カードは鍵の管理に優れたICカードを導入し、紛失時等の収録情報の漏洩、悪用を防止するべきではないか。
- ・ 国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、用途拡大に対応できるものとするべきではないか。

- ・ ICチップやカード券面にどのような情報を収録するか。カードの収録情報は、できる限り本人確認のために必要なものに限定すべきではないか。
- ・ 社会保障分野の情報にはプライバシー保護の必要性の高い情報が含まれるため、厳格な本人確認の仕組みである公的個人認証サービスの活用を検討すべきではないか。

3 カードの発行・管理のためのデータベース

- ・ 各制度の保険者ごとに管理されているデータベースの資格情報を結び付けることについてどう考えるか。
プライバシーの侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消するため、必要最小限の結び付け方法を検討すべきではないか（各保険制度ごとに付番されている被保険者番号の扱い等についてどう考えるか。）。
- ・ 資格情報のデータベースについては、情報セキュリティ等に関するルールを検討すべきではないか。

4 利用制限

- ・ カードの収録情報が本人以外の者によって目的外に活用されること等の不安を解消するため、収録情報に応じた利用等の制限を検討すべきではないか。

5 発行方法等

- ・ カードの交付名義、発行方法についてどう考えるか。厳格な本人確認を行いつつ、利用者の利便性、費用対効果に優れた方法を検討すべきではないか。
- ・ 一時的に発行が集中することへの対応を検討すべきではないか。

6 費用負担

- ・ 費用負担をどう考えるか。カード導入に要する費用、カード導入による費用・事務負担の削減効果等を踏まえて検討すべきではないか。

7 その他

- ・ 希望者に対する顔写真を添付した身分証明書としてのカードの発行方法を検討すべきではないか。
- ・ 有効期限等について検討すべきではないか。
- ・ 社会保障カード(仮称)の検討は、情報閲覧の対象となる各分野において構築されるデータベースのセキュリティ等の状況を視野に入れて検討すべきではないか。

社会保障カード（仮称）導入により目指す効果の例

現状

- ・ 年金・医療・介護等の制度ごとに別々に被保険者証等が交付され、複数のカード・手帳の管理が必要
- ・ 健康保険証が世帯で1枚の場合、例えば家族が同時に病気になった際に不便
- ・ 検認、住所異動・転職等の際に、健康保険証を保険者に返納・提出することが必要

①利便性向上

②安全・安心な自己情報の入手・管理

③事務の効率化

- ・ 被保険者証の紛失・盗難の場合、個人情報の流出や悪用の可能性
- ・ 入手できる自分の医療費や年金などに関する情報は限られており、また、請求に手間

- ・ 医療機関、保険者等において、
 - 被保険者証の発行
 - 被保険者証の情報の転記ミスによる医療費の過誤調整
 - 資格喪失後受診による医療費の過誤調整
- ・ などによる事務が発生

社会保障カード導入後（※いくつかの前提を置いたもの）

- ・ 1枚のカードで年金・医療・介護の被保険者証として使用できる。1人1枚なので、家族が同時に病気になった際などでも利用可能。
- ・ 検認、住所異動・転職等の場合でも、カードを保険者に提出・返納する必要がなく、そのまま使い続けることができる。また、加入手続の漏れの防止にもつながる。
- ・ 行政機関への申請・届出を自宅のパソコンから電子的に行うことができる。
- ・ 希望する方は、身分証明書としても使用できる。



- ・ 紛失・盗難の場合でも、プライバシー性の高い情報が盗まれたり、悪用されることはない。
- ・ いつでも、自宅のパソコンから、自分の年金記録を安全に確認することができる。また、社会保険事務所等の端末でも、同様に記録を確認可能。
- ・ 希望する方は、自分の医療費の情報等を見ることも可能となる。
- ・ 年金受給権者の住所や支払機関の変更をオンラインでできる。



自分の情報を確認できる!

氏名	健康保険種別	加入日	資格喪失日	受給額
山田 太郎	国民年金	昭和25年4月1日	平成15年4月1日	22
	厚生年金	昭和45年4月1日	平成4年4月1日	20
	厚生年金	株式会社△△△	平成7年7月1日	35
	国民年金	第1号被保険者	平成15年4月1日	50

- ・ 医療機関、保険者等の事務が効率化される。
 - 各保険者が個別に各種被保険者証を交付する必要がなくなる。
 - カード読み取りによる自動転記により、転記ミスがなくなる。
 - オンラインによる即時資格確認で、資格喪失後受診を把握できる。

出席団体提出資料

「社会保障カード（仮称）」について

日本生活協同組合連合会
組織推進本部長 山内明子

社会保障カードの検討に際して、市民の立場から見て、以下がポイントと考えます。

1. まずは年金問題への対応を検証したうえで、行政や社会保障制度に対する信頼の再構築を行うことが必要です

2. 社会保障カード導入の是非について、幅広く論議を行うことが必要です
(1) カード導入による効果について

(2) 今後の検討の進め方について

3. カード導入のメリット・デメリットについて、十分に説明することが必要です

(1) プライバシーの問題について

(2) カードの開発・運用主体について

(3) 費用対効果について